

## 子どもに配慮した市場成長

### G20 の公共調達における児童労働について

#### 【要約】

強く持続的でバランスのとれた経済成長の実現のためには、包摂的でなければならない、と 2013 年のサンクトペテルブルク・サミットにて、G20 のリーダーたちは確認をしました。そしてそれは、長い間私たちが待ち望んでいたことでした<sup>i</sup>。子どものために活動する国際 NGO であるワールド・ビジョンは、世界中すべての人が経済成長の利益を享受すべきであるということに賛同し、また特に、経済成長は決して子どもの犠牲の上に成り立ってはならない、と固く信じます。

世界経済に目を向けると、世界の GDP の 85%以上が、G20 諸国によって占められています。世界中の 5 歳以上の子どもの 10%以上が、精神的、身体的、経済的に厳しい環境下で働いています。ますます相互に結びつきを強める今日の世界では、公共調達された多くの物のほぼすべての製造過程に、世界で 1 億 6,800 万人が従事するという児童労働が関与している可能性があります。政府は、世界で最も強大で影響力のある購買者の一人であることから、その公共調達の政策や遂行は、世界経済、ひいては世界中の子どもたちの生活に大きな影響を与えます。

2014 年のブリスベン・サミットを前に、ワールド・ビジョンは、G20 のリーダーたちに、公共調達のグローバルバリューチェーンが児童労働に関与しないように、協力して公共調達の共通基準を作成していくよう求めます。

#### 児童労働と経済成長

職業訓練、家業の手伝い、または放課後に行われる軽作業や年齢相応の仕事は、子どもにとって有益であることをワールド・ビジョンは認識しています。一方、児童労働とは、“児童から彼らの子ども時代、将来の可能性および尊厳を奪い、また彼らの身体的精神的発育を阻害する類の労働”のことを指します<sup>ii</sup>。

<sup>i</sup> “G20 Leaders’ Declaration”, September 2013,

[https://www.g20.org/sites/default/files/g20\\_resources/library/Saint\\_Petersburg\\_Declaration\\_ENG\\_.pdf](https://www.g20.org/sites/default/files/g20_resources/library/Saint_Petersburg_Declaration_ENG_.pdf)

<sup>ii</sup> International Labour Organization, “What is Child Labour”, <http://www.ilo.org/ipec/facts/lang--en/index.htm>

驚くことに、世界では7,300万人もの5歳～11歳の子どもたちが児童労働に従事しており、児童労働全体の44%を構成しています。

この衝撃的な事実からだけでも、世界のリーダーたちは児童労働の問題を注視し、それに対する取り組みを進めるべきです。加えて、世界のリーダーたちの注目に値する事実として、児童労働はただ子どもを傷つけるだけでなく、子どもをとりまく経済にも損失を与えることが挙げられます。児童労働はマクロ経済に対して多くの負の影響をもたらしますが、中でも、下記と強い結びつきがあります：

- ・ 想定される生涯年収の減少と、後に貧困になる可能性の向上
- ・ 賃金の低下、起業精神の抑圧、さらには低賃金と経済停滞
- ・ 大人の失業率増加
- ・ 対内投資の抑圧

さらには、“長期的な経済繁栄のために最も重要な要素と考えられる<sup>iii</sup>” 人的資源の経済への蓄積は、児童労働によって深刻な影響を受けます。世界経済フォーラムにおいて人的資源の指標が最低レベルに位置づけられる国の多くでは、児童労働が蔓延している、というのは決して偶然ではありません。

## 児童労働と経済的に連結した世界

強いつながりと相互依存の関係をもつ今日の世界では、児童労働の負の影響は、児童労働が発生している国だけに及ぶわけではありません。2013年にG20のリーダーたちは、低成長、非包摂的な成長、高い失業率という要素が、世界経済がより強く持続的にバランスよく成長していくために、大きな障壁となっていることを確認しました<sup>iv</sup>。この提言書で述べられている通り、これらの障壁は、児童労働と関係があり、かつ児童労働によって悪化させられている可能性がある、ということができます。

世界経済におけるグローバルバリューチェーンが果たす重要な役割は、最近のG20においてよく示されています。グローバルバリューチェーンは、今日の世界の経済的な繋がり、相互依存といった根本的な特徴をよく表しています。G20はその世界的な繋がり象徴であり、製品のデザイン、原材料の産出や加工から、最終製品の製造や販売に至るまで、その複雑なグローバルバリューチェーンの一端を各国が担っています。個別の会社や国全体さえもが、特定の業界や最終製品の製造に特化している今日では、私たちが購入するもののほぼすべては、“メイド・イン・ザ・ワールド”であると考えられます。

グローバルバリューチェーンは、うまく機能すれば、ビジネスにおけるコストの削減、利益の向上を促します。さらには新興経済に対し輸出市場にアクセスする機会を提供し、職業機会を提供する可能性もあります。一方で、長く複雑なグローバルバリューチェーンは、児童労働の存在を隠し、またその責任をうやむやにしてしまう危険性を秘めています。グローバルバリューチェーンは世界的な商業機会をもたらすも

<sup>iii</sup> World Economic Forum (2013), “The Human Capital Report”, p. 1.

<sup>iv</sup> “G20 Leaders’ Declaration”, September 2013.

のではありませんが、同時に人権の尊重という新たな責任を守るものでなくてはなりません。人権は、子どもが経済的搾取から守られる権利、バリューチェーンのすべてを通じて保護され、尊重される権利を含みます。

グローバルバリューチェーンと、それに伴い相互に各国が強く結びついた経済において、G20の政府は、主要な役割を果たし、かつその恩恵を受ける主体として、児童労働によってつくられた製品をグローバルマーケットから減らす責任、またそれによる利害関係を有しています。

### **なぜ公共調達が必要なのか**

G20の政府は、2014年に合計で10~15兆ドル（約1,000~1,500兆円）もの資金を公共調達に費やすと予測されています。これは、アメリカ合衆国のGDPに匹敵するほどの数値です。公共調達される物とサービスのすべてが、それらバリューチェーンにおける児童労働と関係があるわけではありませんが、特に農業・産業セクターで生産される多くの物は、ほかのセクターに比べ、児童労働に関係している可能性が高くなっています。児童労働の約3分の2はこれらのセクターで発見されており、具体的には、農場・プランテーション・鉱山・漁場・工場・鋳物工場での児童労働が確認されています。

これほど巨額の公共調達を行っている政府は、もはやただ市場で購買しているだけではなく、“市場を創出している”と言えるほどの影響力を持っています。市場の創り手である政府は、児童労働を通じて製造される物の需要が抑制されるように、その巨大な購買力を活かして働きかける責任があります。

### **共通基準をつくることの利点**

いくつかの政府はすでに、公共調達のバリューチェーンにおける児童労働を問題視するようになっている一方、こういった問題に対する政策は独自につくられており、かなり断片的な制度しかできていないのが現状です。企業は、法の管轄権が異なるたびに、基本的な基準および説明責任の両面において異なる要求を突き付けられています。

共通基準を策定することで、企業は製品のバリューチェーンにおける児童労働の問題に対し取り組みやすくなります。異なった国内基準・産業特有の基準が同一の基本原則に統一されるようになることで、デューディリジェンスや報告義務が調和し、簡素化します。これは、G20諸国の公共調達の入札に参加する企業が、各国の別々の入札においても同一のデューディリジェンス要件を求められるようになることを意味します。

共通基準は透明性を高め、会社が公平に入札するための基準を、国内外の至るところで作ることにもなります。また、児童労働に関する基準が保護貿易の枠組み推進に悪用されることを牽制し、さらには、それに基づいて政府が適切な認定制度を選択することができる確かな基盤を提供することもできます。

### **ワールド・ビジョンのG20への提言**

G20 政府の首脳たちが 2014 年のブリスベンでの会議に向け準備をしているいま、ワールド・ビジョンは、彼らが世界中の弱い立場に置かれ搾取されている子どもたちのために重要な第一歩を踏み出すことを期待しています。以下の点を踏まえ、G20 諸国が共同で、公共調達政策を見直し、新たな政策を実行していくことを求めます。

1. 公共調達において、企業が製品のバリューチェーンのすべての過程において児童労働を特定し、報告し、対策を取るため十分な手順を踏むことを、G20 各国において入札資格要件として義務づけること。
2. 国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」および、国連子どもの権利委員会による一般的意見 16 「企業セクターが子どもの権利に与える影響に関わる国の義務について」において規定されているように、保護、尊重、救済枠組みに基づくこと。
3. 多様なステイクホルダーのイニシアティブによって築かれた先例に倣うこと、サプライチェーンにおける労働基準が子どもの最善の利益の原則に基づくこと、契約解除はあくまで最終手段として捉えてサプライヤーと協働する姿勢で臨むこと。
4. 法令順守体制の整備と実行、適切なデューディリジェンスの実行、企業の法令順守のモニタリングや評価、苦情への対応に関連した国際的なベストプラクティスに準拠し、それらの事例を生かすこと。

上記のような観点に基づき共通基準をつくることで、G20 加盟国がそれぞれ、合理的で、共通の目的に沿い、煩雑な手続きを減らし、関係機関によって効果的、効率的に執行できる制度を構築することに寄与すると考えられます。

一番重要なことは、共有基準の構築によって、政府は人的資源の蓄積と包摂的な経済成長の実現のために必要な環境を整備しながら、子どもを経済的搾取から守るための明瞭な枠組みを実現できる、ということです。